

# 介護サービス事業者自主点検表

(令和7年1月版)

## (介護予防) 特定施設入居者介護

### 及び

## 地域密着型特定施設入居者介護

### 介護サービス事業者自主点検表の作成について

#### 1 趣 旨

この自主点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

#### 2 実施方法

<運営指導実施に伴う自主点検表の提出方法の変更について>

**現行** 自主点検表に記載し紙で提出

**変更** 【提出用】に記載(入力)し、【提出用】のみを提出

※ 本自主点検表の点検項目について、結果を【提出用】に記載(入力)してください。

- ① 定期的に自主点検を実施し、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに【提出用】を市へ提出してください。この場合、形式は問いませんが、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分にチェックをしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分にチェックをしてください。
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」にチェックをしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ アンダーラインが引いてある部分は、原則として令和6年度改正に係る部分です。
- ⑥ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑦ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。
- ⑧ 指定特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護も含む。)のみに関する基準については「**特定**」と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護のみに関する基準については「**密着**」と記載していますので、該当する基準について点検してください。(項目の一部に**特定**、**密着**と記載している場合もあります。)

また、何も記載のない項目は共通の点検事項となりますので、「指定特定施設」などを「指定地域密着型特定施設」などに読み替えて、いずれのサービスにおいても点検してください。

### 3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

居宅条例	甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成31年甲府市条例第4号)
密着条例	甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年甲府市条例第41号)
予防条例	甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成31年甲府市条例第5号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
平11厚令37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37号)
平18厚労令35	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平18厚令34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生省令第34号)
平18-0331004号	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331007号)
平12厚告19	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12老企40	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平18厚労告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
平18-0331005号	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
平18厚労告127	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平18-0317001号	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)
平12老企52	特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平12老企54	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平13老発155	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について (平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知)
平13老振発18	介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)
平15老振発0416001	有料老人ホームに対する指導の徹底について (平成15年4月16日老振発第0416001号厚生労働省老健局振興課長通知)

平12厚告27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
平12厚告26	厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年2月10日厚生省告示第26号)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚告96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
令3厚労令9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)
令3厚労告72	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号)
令6厚労令16	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内容
第1	一般原則
1	一般原則
第2	基本方針
2	基本方針
第3	人員に関する基準
3	特定施設入居者生活介護の従業者の員数
4	介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数
5	利用者の数
6	管理者
第4	設備に関する基準
7	建物
8	設備
9	設備の基準
10	構造等
11	介護予防特定施設入居者生活介護事業者の設備基準
第5	運営に関する基準
12	内容及び手続きの説明及び契約の締結等
13	特定施設入居者生活介護の提供の開始等
14	受給資格等の確認
15	要介護認定の申請に係る援助
16	サービスの提供の記録
17	利用料等の受領
18	保険給付の請求のための証明書の交付
19	特定施設入居者生活介護の取扱方針
20	身体的拘束等
21	特定施設サービス計画の作成
22	介護
23	喀痰吸引等について
24	機能訓練
25	健康管理
26	相談及び援助
27	利用者の家族との連携等
28	利用者に関する市町村への通知
29	緊急時等の対応
30	管理者の責務

項目	内容
31	運営規程
32	勤務体制の確保等
33	業務継続計画の策定等
34	非常災害対策
35	衛生管理等
36	掲示
37	秘密保持等
38	広告
39	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
40	苦情処理
41	地域との連携等
42	事故発生時の対応
43	虐待の防止
44	会計の区分
45	記録の整備
第6	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
46	介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針
47	介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針
第7	変更の届出等
48	変更の届出等
第8	その他
49	介護サービス情報の報告及び公表

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令	
<b>第1 一般原則</b>				
1 一般原則  (高齢者虐待の防止)	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第3条第1項 平11厚令37 第3条 密着条例 第3条第1項 平18厚令34 第3条	
	② 地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第3条第2項 密着条例 第3条第2項	
	③ 暴力団員又は暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者が、役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)になっていませんか。	いない・いる	居宅条例第4条 密着条例第4条 【独自基準(市)】	
	④ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待 防止法第5条	
	【養護者(養介護施設従事者等)による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。(高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。) ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が(要介護施設従事者等が)当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待 防止法第2条	
	⑤ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。		はい・いいえ 該当なし	高齢者虐待防止 法第7条、第21 条
	⑥ 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。		はい・いいえ	高齢者虐待防止 法第20条
<b>第2 基本方針</b>				
2 基本方針	① 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第207条第1項 平11厚令37 第174条1項 密着条例 第130条第1項 平18厚令34 第109条	
	※ 特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、(特定)要介護状態となった場合でも)、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。			
	[介護予防特定施設入居者生活介護の基本方針] 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	はい・いいえ	予防条例 第171条第1項	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 介護予防特定施設入居者生活介護事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。		平 18 厚労令 35 第 230 条 1 項
	② 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 207 条第 2 項 密着条例 第 130 条第 2 項

### 第 3 人員に関する基準

	<p>※ 「常勤」(用語の定義)</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取扱うことを可能とします。</p> <p>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1 の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p>		平 11 老企 25 第 2 の 2(3) 平 18-0331004 号 第 2 の 2(3)
	<p>※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者(施設長)のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といった但し書きがあるものに限りです。</p> <p>同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務(看護、介護、機能訓練、相談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。</p>		
	<p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」(用語の定義)</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>		平 11 老企 25 第 2 の 2(4) 平 18-0331004 号 第 2 の 2(4)
	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義)</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する</p>		平 11 老企 25 第 2 の 2(1) 平 18-0331004 号 第 2 の 2(1)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員と看護職員を兼務する場合、訪問介護員の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。		
3 特定施設入居者生活介護の従業者の員数	※ 介護予防特定施設入居者生活介護も同一の施設において一体的に運営している場合は、この「3 特定施設入居者生活介護の従業者の員数」においてではなく、「4 介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数」において自主点検してください。		居宅条例 第208条第2項 平11厚令37 第175条第2項 法第74条第1項 法第115条の4第1項
(1) 生活相談員	①生活相談員の数は、次のとおり適切に配置していますか。 <b>特定</b> 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。 <b>密着</b> 1以上配置していますか。 ※ 生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとしています。具体的には甲府市の定める「生活相談員の資格要件について」(平成29年3月22日甲府市福祉保健部長通知)により、次のとおりとします。 ア 「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件 ① 社会福祉主事任用資格 ② 社会福祉士 ③ 精神保健福祉士 イ 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件 ① 介護保険施設・事業所(福祉用具販売・貸与事業所は除く)において計画の作成業務、又は相談援助業務の実務経験が通算1年以上 ② ①に該当しないが、介護福祉士資格又は介護支援専門員資格を有する者若しくは実務者研修修了者のうち、介護保険施設・事業所(福祉用具販売・貸与事業所は除く)において、入所者・利用者の直接処遇に係る業務の実務経験が通算3年以上	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第1項第1号 平11厚令37 第175条 密着条例 第131条 第1項第1号 平18厚令34 第110条
(2) 看護職員又は介護職員	② 生活相談員のうち1人以上は常勤の者を配置していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第208条第4項 密着条例 第131条第3項
	③ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 ※看護職員は、次のいずれかに該当すること。 ア 看護師 イ 准看護師	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第1項第2号ア 密着条例 第131条 第1項第2号ア
	④看護職員の数は、次のとおり適切に配置していますか。 <b>特定</b> ア 利用者の数が30を超えない特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上 イ 利用者の数が30を超える特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ 具体的には、	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第1項第2号イ 密着条例 第131条 第1項第2号イ

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数が30以下の場合、常勤換算方法で1以上</li> <li>・利用者数が30を超えて80以下の場合、常勤換算方法で2以上</li> <li>・利用者数が80を超えて130以下の場合、常勤換算方法で3以上となり、以降利用者数50ごとに1を加えます。</li> </ul> <p><b>密着</b> 常勤換算方法で1以上</p>		
	<p>⑤ 常に1以上のサービス提供に当たる介護職員が確保されていますか。</p> <p>※ 介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにしてください。</p>	はい・いいえ	居宅条例第208条第1項第2号ウ 密着条例第131条第1項第2号ウ 平11老企25第3の十の1(1)① 平18-0331004号第3の六の1(2)
	<p>⑥ 看護職員及び介護職員は、主として当該サービスの提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。</p> <p>※<b>特定</b> 看護職員及び介護職員は、要介護者等に対するサービス提供に従事することを基本とするが、要介護者等のサービス利用に支障のないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。 この場合、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び上記の趣旨が運営規程において明示されている必要があります。</p> <p>※<b>密着</b> 看護職員及び介護職員は、利用者に対するサービス提供に従事することを基本としますが、当該利用者のサービス利用に支障のないときに、併設事業所等の利用者等に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。 この場合、上記の趣旨が運営規程において明示されていることとします。</p>	はい・いいえ	居宅条例第208条第5項・第8項 密着条例第131条第4項 平11老企25第3の十の1(2) 平18-0331004号第3の六の1(3)
	<p>⑦ 看護職員及び介護職員が、あらかじめ特定施設入居者生活介護として包括的かつ標準的に行うものとして定めた介護サービスとは別に、利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスを行った場合は、看護職員及び介護職員の人数の算定において、看護職員及び介護職員の勤務時間から当該サービスに要した時間を除外して算定(常勤換算)していますか。</p> <p>※ 利用者の特別な希望により行われる個別的な介護サービスとは、本来特定施設入居者生活介護として包括的に行うべき介護サービスとは明らかに異なり、個別的な外出介助、個別的な買い物等の代行、標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助などのように、個別性の強いものに限定されます。なお、これらのサービスについては保険給付対象となる費用とは別に利用料を受領することが出来ます。</p>	はい・いいえ 該当なし	平12老企52 2-(2)
(3) 機能訓練指導員	<p>⑧ 機能訓練指導員は、1以上配置されていますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例第208条第1項第3号 密着条例第131条第1項第3号
	<p>⑨ 機能訓練指導員には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。(当</p>	はい・いいえ	居宅条例第208条第6項 密着条例

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
(4) 計画作成担 当者	該特定施設における他の職務に従事することができます。) ※ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有すること。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師		第131条第5項 平11老企25 第3の十の1(3) 平18-0331004号 第3の六の1(4)
	※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。		
	⑩ 計画作成担当者を1以上配置していますか(「特定」利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第1項第4号 密着条例 第131条 第1項第4号
(5)「密着」 小規模多機 能型事業所 等に併設さ れる場合	⑪ 計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものが配置されていますか。 ※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとします。	はい・いいえ	居宅条例 第208条第7項 密着条例 第131条第6項
	※「密着」併設される指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。		密着条例 第131条 第10項
(5)「密着」 小規模多機 能型事業所 等に併設さ れる場合	※ 指定地域密着型特定施設(A)に指定(看護)小規模多機能型居宅介護事業所(B)が併設されている場合においては、Aの員数を満たす従業者を置かず、Bの人員基準を満たす従業者を置いているときは、Aの従業者はBの職務に従事することができます。		密着条例 第131条 第9項
4「特定」 介護予防特 定施設入居 者生活介護 と一体的に 運営されて いる場合の従 業者の員数	※ 特定施設入居者生活介護事業者が介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受け、かつ、特定施設入居者生活介護の事業と介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、「1 特定施設入居者生活介護の従業者の員数」の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとします。		居宅条例 第208条第2項 平11厚令37 第175条第2項
(1) 生活相談員	① 常勤換算方法で、指定特定施設入居者生活介護の利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(介護予防サービスの利用者)の合計数(以下「総利用者数」という。)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第2項第1号 平11厚令37 第175条 第2項第1号
(2) 看護職員又 は介護職員	② 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護の利用者の数及び要支援の利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 (具体的な計算方法は下記のとおり)	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第2項第2号ア 平11厚令37 第175条第2項 第2号イ 平11老企25 第3の十 の1(1)②
	※ 看護職員及び介護職員の合計数は、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上と算出します。		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 看護職員は、次のいずれかに該当すること。 ア 看護師 イ 准看護師		
	③ 看護職員の数は、次のとおり適切に配置していますか。 ア 総利用者数が30を超えない特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上配置 イ 総利用者数が30を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ※ 具体的には、 ・利用者数が30以下の場合、常勤換算方法で1以上 ・利用者数が30を超えて80以下の場合、常勤換算方法で2以上 ・利用者数が80を超えて130以下の場合、常勤換算方法で3以上 となり、以降利用者数50ごとに1を加えます。	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第2項第2号イ 平11厚令37 第175条第2項 第2号ロ
	④ 常に1以上のサービス提供に当たる介護職員が確保されていますか。(ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではありません。) ※ 宿直時間帯は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとされています。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととされています。	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第2項第2号ウ 平11厚令37 第175条第2項 第2号ハ 平11老企25 第3の十の1(1)③
	⑤ 看護職員及び介護職員は、主として当該サービスの提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者を配置していますか。 ただし、介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りません。 ※ 「介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいいます。	はい・いいえ	居宅条例 第208条第8項 平11厚令37 第175条第8項  平11老企25 第3の十の1(1) ④
(3) 機能訓練指導員	⑥ 機能訓練指導員は、1以上配置されていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第2項第3号 平11厚令37 第175条 第2項第3号
	⑦ 機能訓練指導員には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。(当該特定施設における他の職務に従事することができます。) ※ 機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有すること。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師 ク きゅう師 ※ はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。	はい・いいえ	居宅条例 第208条第6項 平11厚令37 第175条第6項  平11老企25 第3の十の1(3)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
(4) 計画作成担当者	⑧ 計画作成担当者を1以上配置していますか。(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)	はい・いいえ	居宅条例 第208条 第2項第4号 平11厚令37 第175条 第2項第4号
	⑨ 計画作成担当者には、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものが配置されていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)	はい・いいえ	居宅条例 第208条第7項 平11厚令37 第175条第7項
5 利用者の数	利用者及び介護予防サービスの利用者並びに総利用者数は、前年度の平均値としていますか。(ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によります。)	はい・いいえ	居宅条例 第208条第3項 密着条例 第131条第2項
6 管理者	特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者が配置されていますか。(ただし、当該特定施設の管理上支障がない場合は、当該特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。)	はい・いいえ	居宅条例 第209条 平11厚令37 第176条 密着条例 第132条 平18厚令34 第111条 平11老企25第3 の十の1(4)(参照 第3の八の1(5)) 平18-0331004号 第3の六の1(7)
	<p>※ 特定施設入居者生活介護の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該事業所の特定施設従業者として職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあります。)</p>		
<b>第4 設備に関する基準</b>			
7 建物	<p>特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物となっていますか。</p> <p>※ ①の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のア～ウのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。</p>	はい・いいえ	法第74条第2項 居宅条例 第210条第1項 平11厚令37 第177条 密着条例 第133条第1項 平18厚令34 第112条 居宅条例 第210条第2項 密着条例 第133条第2項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>		
8 設備	<p>一時介護室(一時的に利用者をして特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。</p> <p>※ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとします。</p> <p>(<b>密着</b> 加えて、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあつては、浴室及び食堂を設けないことができるものとします。)</p> <p>※ 機能訓練室については、同一敷地内若しくは道路を隔てて隣接する又は当該事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も設けないことができます。</p> <p>※ <b>特定</b> 平成11年3月31日に、現に存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして別に厚生労働大臣が定めるものにあつては、浴室及び食堂を設けないことができるものとします。</p> <p>ア 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>イ 入所定員が50人未満であること。</p> <p>ウ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額が比較的低廉であること。</p> <p>エ 入所者から利用料、省令第182条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品(一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。)の支払を受けないこと。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第210条第3項 密着条例 第133条第3項</p> <p>平11老企25 第3の十の2(3)</p> <p>平11厚令37 附則第13条</p>
9 設備の基準 (1) 介護居室	<p>① 1の居室の定員は、1人ですか。(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。)</p> <p>※ 「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであつて、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできません。なお、<b>特定</b> 省令附則第2条(平成18年厚生労働省令第33号)<b>密着</b> 省令附則第9条(平成18年厚生労働省令第34号)により、既存の特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとします。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第210条第4項 第1号ア 密着条例 第133条第4項 第1号ア</p> <p>第4項第1号イ 平11老企25 第3の十の2(2) 平18-0331004号 第3の六の2(1)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
(2) 一時介護室	② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第4項 第1号イ 密着条例 第133条第4項 第1号ア 平11老企25 第3の十の2(3) 平18-0331004号 第3の六の2(2)
	※ 介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室について「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとします。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。		
	③ 地階に設けてはいませんか。	いない・いる	居宅条例 第210条第4項 第1号ウ 密着条例 第133条第4項 第1号ウ
	④ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けてありますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第4項 第1号工 密着条例 第133条第4項 第1号工
	⑤ 介護を行うために適当な広さを有していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第4項 第2号 密着条例 第133条第4項 第2号
	(3) 浴室	⑥ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ
(4) 便所	⑦ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第4項 第4号 密着条例 第133条第4項 第4号
(5) 食堂	⑧ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第4項 第5号 密着条例 第133条第4項 第5号
(6) 機能訓練室	⑨ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第4項 第6号 密着条例 第133条第4項 第6号
10 構造等	① 特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第5項 密着条例 第133条第5項 平11老企25 第3の十の2(4) 平18-0331004号 第3の六の2(3)
	※ 段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮が必要です。		
	② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210条第6項 密着条例 第133条第6項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	③ 特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第210号第7項 密着条例 第133条第7項
11 介護予防特 定施設入居 者生活介護 事業者の設 備基準	介護予防特定施設入居者生活介護事業者が特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、特定施設入居者生活介護の事業及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されていますか。  ※特定施設入居者生活介護の設備基準(上記の項目8～11)を満たすことをもって、介護予防特定施設入居者生活介護における当該基準を満たしているものとみなすことができます。	はい・いいえ  該当無し	予防条例 第174条第8項 平18厚労令35 第233条第8項
<b>第5 運営に関する基準</b>			
12 内容及び手 続きの説明 及び契約の 締結等	① あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。  ※ 「入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務の体制 ウ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 エ 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 オ 利用料の額及びその改定の方法 カ 事故発生時の対応 等  ※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。  ※ 契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとします。	はい・いいえ	法第74条 第2項 居宅条例 第211条第1項 平11厚令37 第178条第1項 密着条例 第134条第1項 平18厚令34 第113条 平11老企25 第3の十の3(1) 平18-0331004号 第3の六の3(1)
	② ①の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいませんか。	いない・いる	居宅条例 第211条第2項 密着条例 第134条第2項
	③ より適切な特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ上記①の契約に係る文書に明記していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第211条第3項 密着条例 第134条第3項
13 特定施設入 居者生活介 護の提供の	① 正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んではいませんか。	いない・いる	居宅条例 第212条第1項 平11厚令37 第179条 密着条例 第135条第1項 平18厚令34 第114条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
開始等	② 入居者が特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはいませんか。	いない・いる	居宅条例 第 212 条第 2 項 密着条例 第 135 条第 2 項
	※ 入居者が当該特定施設入居者生活介護事業者から特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものです。		平 11 老企 25 第 3 の十の 3(2) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(2)
	③ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 212 条第 3 項 密着条例 第 135 条第 3 項
	④ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 212 条第 4 項 密着条例 第 135 条第 4 項
14 受給資格等 の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 12 条 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 11 条) 密着条例第 150 条 (準用第 13 条 第 1 項) 平 18 厚令 34 第 129 条 (準用第 3 条の 10)
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ 該当なし	居宅条例第 226 条 (準用第 12 条 第 2 項) 密着条例第 150 条 (準用第 13 条 第 2 項)
15 要介護認定 の申請に係 る援助	① 利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 13 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 12 条) 密着条例第 150 条 (準用第 14 条 第 1 項) 平 18 厚令 34 第 129 条 (準用第 3 条の 11)
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	居宅条例第 226 条 (準用第 13 条第 2 項) 密着条例 第 150 条 (準用第 14 条 第 2 項)
16 サービスの提 供の記録	① サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 213 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 181 条 密着条例 第 137 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 116 条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等において当該利用者が特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、事業者は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、サービスの終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。</p> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p> <p>※ 記録すべき事項は次のとおりです</p> <p>ア サービスの提供日</p> <p>イ 具体的なサービスの内容</p> <p>ウ 利用者の心身の状況</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>※ なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。</p>		<p>平 11 老企 25 第 3 の十の 3(3) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(3)</p> <p>居宅条例 第 213 条第 2 項 第 225 条第 2 項 【独自基準(市)】 密着条例 第 137 条第 2 項 第 149 条第 2 項 【独自基準(市)】</p>
17 利用料等の 受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される特定施設入居者生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。</p> <p>③ 上記①②の支払のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができますが、適切に取り扱っていますか。</p> <p>ア 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>イ おむつ代</p> <p>ウ 特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>※ ア又はウの費用については、以下の各通知に基づき適切に取り扱ってください。 【アの費用】</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>居宅条例 第 214 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 182 条 密着条例 第 138 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 117 条 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(4) (参照第 3 の一の 3(10)①) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(4) (参照第 3 の一の 4(12)①)</p> <p>居宅条例 第 214 条第 2 項 密着条例 第 138 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の十の 3(4) (参照第 3 の一の 3(10)②) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(4) (参照第 3 の一の 4(12)②)</p> <p>居宅条例 第 214 条第 3 項 密着条例 第 138 条第 3 項</p> <p>平 11 老企 52 平 11 老企 54</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)</p> <p>【ウの費用】</p> <p>通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>		<p>平11老企25 第3の十の3(4)② 平18-0331004号 第3の六の3(4)②</p>
	④ 上記③のア～ウの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第214条第4項 密着条例 第138条第4項
	⑤ 特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法第41条第8項
	⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則 第65条
	<p>[参考]</p> <p>「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡)</p> <p>※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。</p>		
18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ 事例無し	居宅条例 第226条 (準用第22条) 平11厚令37 第192条 (準用第21条) 密着条例 第150条 (準用第23条) 平18厚令34 第129条 (準用第3条の20)
19 特定施設入居者生活介護の取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第215条第1項 平11厚令37 第183条 密着条例 第139条第1項 平18厚令34 第118条
	② 特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第215条第2項 密着条例 第139条第2項
	③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しや	はい・いいえ	居宅条例 第215条第3項 密着条例

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	すいように説明を行っていますか。		第139条第3項
	④ 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第215条第7項 密着条例 第139条第7項
20 身体的拘束等	① 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。	いない・いる	居宅条例 第215条第4項 密着条例 第139条第4項
	<p>[身体的拘束等禁止の対象となる具体的行為]</p> <p>ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>ウ 自分で降りられないように、ベッドの柵(サイドレール)で囲む。</p> <p>エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車いすやいすから落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p>		身体拘束ゼロへの手引き
	② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第215条第5項 密着条例 第139条第5項
	③ 緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。	はい・いいえ	身体拘束ゼロへの手引き 平13老発155の6の(1)(2)
	④ 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により利用者や家族にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ていますか。	はい・いいえ	身体拘束ゼロへの手引き 居宅条例第215条第5項 平13老発155の6の(1)(2)
	⑤ 上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。 ア 拘束の三要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか。 イ 拘束期間の「解除予定日」が定められているか。 ウ 説明書(基準に定められた身体拘束の記録)は拘束開始日より前に作成されているか。	はい・いいえ	
	⑥ 管理者及び従業者は、身体的拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。	はい・いいえ	平13老発155の2、3

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 平成 30 年 4 月から新たに、身体拘束実施者の有無に関わらず、委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が義務付けられました。(※実施しない場合は介護報酬が減算されます。「項目 54 身体拘束廃止未実施減算」を参照してください。)</p>		
	<p>⑦ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体的拘束適正化検討委員会)」を設置し、3 月に 1 回以上開催していますか。</p> <p><b>密着</b> 運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えありません。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第 215 条 第 6 項第 1 号 密着条例 第 139 条 第 6 項第 1 号 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(5)②</p>
	<p>⑧ 委員会を開催した結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第 215 条 第 6 項第 1 号 密着条例 第 139 条 第 6 項第 1 号</p>
	<p>[身体的拘束適正化検討委員会について]</p> <p>(a) 委員会のメンバーについては、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する必要があります。</p> <p>(b) (a)の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等適正化対応策を担当する者を定める必要があります。</p> <p>※ 身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましいです。また、第三者や専門家が関わることを望ましいです(具体的には、精神科専門医等の活用が考えられます。)</p>		<p>平 11 老企 25 第 3 の十の 3(5)② 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(5)②</p>
	<p>※ 指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、介護職員その他の従業者へ周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。</p>		
	<p>※ 身体的拘束適正化検討委員会では、具体的には次のような取り組みを想定しています。</p> <p>(a) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>(b) 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(a)の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>(c) 身体的拘束適正化検討委員会において、(b)により報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>(d) 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>(e) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>(f) 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>		
	<p>⑨ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、以下の内容を盛り込んでいますか。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第 226 条 第 6 項第 2 号 密着条例 第 139 条 第 6 項第 2 号</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき内容」</p> <p>(a) 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>(b) 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>(c) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>(d) 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>(e) 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針</p> <p>(f) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>(g) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>		平 11 老企 25 第 3 の十の 3(5)③ 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(5)③
	<p>⑩ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年 2 回以上)に実施していますか。</p> <p>また、新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施していますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例第 215 条 第 6 項第 3 号 密着条例第 139 条 第 6 項第 3 号
	<p>※ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年 2 回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。</p>		平 11 老企 25 第 3 の十の 3(5)④ 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(5)④
21 特定施設サービス計画の作成	<p>① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 184 条第 1 項 密着条例 第 140 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 119 条
	<p>② 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 2 項 密着条例 第 140 条第 2 項
	<p>③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 3 項 密着条例 第 140 条第 3 項
	<p>※ 利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項も含めたものとします。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとします。</p>		平 11 老企 25 第 3 の十の 3(6) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(6)
	<p>④ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成にあたっては、その原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 4 項 密着条例 第 140 条第 3 項

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならない、また、当該計画を利用者に交付しなければなりません。		平 11 老企 25 第 3 の十の 3(6) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(6)
	⑤ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 5 項 密着条例 第 140 条第 5 項
	⑥ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 6 項 密着条例 第 140 条第 6 項
	⑦ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際にも②から⑤に準じて取り扱っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 216 条第 7 項 密着条例 第 140 条第 7 項
22 介護	① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 217 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 185 条 密着条例 第 141 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 120 条 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(7)① 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(7)①
	※ 介護サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分配慮して実施しなければなりません。		
	② 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭を実施していますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 217 条第 2 項 密着条例 第 141 条第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(7)② 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(7)②
	※ 自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとします。なお、健康上の理由等で入浴が困難な場合は、清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとします。		
	③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 217 条第 3 項 密着条例 第 141 条第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(7)③ 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(7)③
	※ 利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。		
	④ 利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第 227 条第 4 項 密着条例 第 141 条第 4 項 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(7)④ 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(7)④
	※ 入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければならない。		
23 喀痰吸引等 について (該当事業 所のみ記入 してください)	① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。	はい・いいえ 事例無し	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2、48 条の 3  同法施行規則 第 26 条の 2、第 26 条の 3
	② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用す	はい・いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	ることなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。）		平成 23 年 11 月 11 日社援発 1111 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」
	③ 介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか。 a 医師の指示書が保管されている。 b 指示書は有効期限内のものとなっている。（有効期限は 6 か月）	はい・いいえ	
	④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。	はい・いいえ	
	⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ	
	⑥ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ	
	⑦ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はい・いいえ	
	⑧ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	はい・いいえ	
	⑨ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ	
24 機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。  ※ 日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとします。	はい・いいえ	
25 健康管理	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。 ※ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回（ただし、深夜業労働者等は 6ヶ月以内ごとに 1 回）、定期的に健康診断を実施しなければなりません。	はい・いいえ	居宅条例第 218 条 平 11 厚令 37 第 186 条 密着条例第 143 条 平 18 厚令 34 第 186 条
26 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。  ※ 常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です。	はい・いいえ	居宅条例第 219 条 平 11 厚令 37 第 187 条 密着条例第 144 条 平 18 厚令 34 第 187 条 平 11 老企 25 号 第 3 の十の 3(8) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(8)
27	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 220 条 平 11 厚令 37

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
利用者の家族との連携等	※ 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族とが交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。		第188条 密着条例第145条 平18厚令34 第188条 平11老企25 第3の十の3(9) 平18-0331004号 第3の六の3(9)
28 利用者に関する市町村への通知	利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 a 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。 b 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ 事例無し	居宅条例第226条 (準用第27条) 平11厚令37 第192条 (準用第26条) 密着条例第150条 (準用第29条) 平18厚令34 第129条 (準用第3条の26)
29 緊急時等の対応	① サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。  ※ 特定施設入居者生活介護従業者が現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。 協力医療機関については、次の点に留意する必要があります。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	はい・いいえ	居宅条例第226条 (準用第58条) 平11厚令37 第192条 (準用第51条) 密着条例第150条 (準用第100条) 平18厚令34 第129条 (準用第80条) 平11老企25 第3の十の3(14)(参照第3の二の3(3)) 平18-0331004号 第3の六の3(13) (参照第3の四の4(11))
(協力医療機関等)	② 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。  ※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、施設から近距離にあることが望ましいです。 ※ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。	はい・いいえ	居宅条例 第223条第1項 平11厚令37 第191条 密着条例 第148条第1項 平18厚令34 第127条 平11老企25 第3の十の3(12) 平18-0331004号 第3の六の3(12)
	③ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第223条第2項 密着条例 第148条第2項
30	① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例第226条 (準用第59条 第1項)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
管理者の責務			平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 52 条 第 1 項) 密着条例第 150 条 (準用第 60 条の 11 第 1 項) 平 18 厚令 34 第 129 条 (準用第 28 条)
	② 管理者は、従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 59 条 第 2 項) 密着条例第 150 条 (準用第 60 条の 11 第 2 項)
31 運営規程	<p>特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 入居定員及び居室数 エ 特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 カ 施設の利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等における対応方法 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第6条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>※ エの「特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指します。 また、「利用料」としては、法定代理受領サービスである特定施設入居者生活介護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない特定施設入居者生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、「項目 17 利用料等の受領」③に記載のある徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>※ カの「施設の利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指します。</p> <p>※ クの「非常災害対策」は、「項目 34 非常災害対策」に示す非常災害に関する具体的計画を指します。</p> <p>※ ケの「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指します。</p> <p>なお、虐待防止に係る措置は、令和6年3月31日まで努力義務(令和</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例第 221 条 平 11 厚令 37 第 189 条 密着条例第 146 条 平 18 厚令 34 第 125 条</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)①)</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の十の 3(10) ① 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(10) ① 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(18) ② 平 18-0331004 号 第 3 の一の 4(20) ③ 平 11 老企 25 第 3 の八の 3(13) ④ 平 11 老企 25 第 3 の六の 3(4)⑤ 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(10) ② 平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19) ⑤</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>6年4月1日より義務化)。</p> <p>※ コの「その他運営に関する重要事項」は、</p> <p>(a) <b>特定</b> 当該事業所の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業員と明確に区分するための措置等を指します。</p> <p>(b) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等について定めておくことが望ましいです。</p> <p>※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えありません。</p>		<p>平 11 老企 25 第 3 の十の 3(10) ② 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(10) ③</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の一の 3(18) 平 18-0331004 号 第 3 の一の 4(20)</p>
32 勤務体制の 確保等	<p>① 管理者及び従業員と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。</p> <p>※ 雇用(労働)契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。</p> <p>①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む) ⑦昇給の有無(※)、⑧退職手当の有無(※) ⑨賞与の有無(※)、⑩相談窓口(※)</p> <p>※ 非常勤職員のうち、短時間労働者(1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者)に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。</p> <p>② 利用者に対し、適切な特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>※ 従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。</p> <p>③ 特定施設の従業員によってサービスを提供していますか。 ただし、当該特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせる特定施設入居者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>労働基準法 第 15 条 労働基準法 施行規則 第 5 条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則 第 2 条</p> <p>住宅条例 第 222 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 190 条第 1 項 密着条例 第 147 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 126 条第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の十の 3 の (11)① 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(11) ①</p> <p>住宅条例 第 222 条第 2 項 密着条例 第 147 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 3 の十の 3(11) ②③④⑤ 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(11) ②③④⑤</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません。</p> <p>なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務についてはこの限りではありません。</p> <p>ア 当該委託の範囲</p> <p>イ 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ウ 受託者の従業者により当該委託業務が特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>エ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>オ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>カ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>また、委託者は、ウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。そして、当該記録は5年間保存しなければなりません。</p> <p>なお、委託者が行うエの指示は、文書により行わなければなりません。</p>		<p>居宅条例 第 222 条第 3 項 第 225 条第 2 項 【独自基準(市)】 密着条例 第 147 条第 3 項 第 149 条第 2 項 【独自基準(市)】</p>
	<p>④ 上記③のただし書により、特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第 222 条第 3 項 密着条例 第 147 条第 3 項</p>
	<p>⑤ 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第 222 条第 4 項 密着条例 第 147 条第 4 項</p>
	<p>⑥ 上記研修において、事業者は、全ての従業者(医療・福祉関係の資格を有する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ ⑥の研修の対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者として、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゆう師等とします。</p>	はい・いいえ	
	<p>⑦ 適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第 222 条第 5 項 密着条例 第 147 条第 5 項</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください。</p> <p>ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容  事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>イ 事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。  (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>)</p> <p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
33 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 32 条の 2) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 30 条の 2) 密着条例第 150 条 (準用第 42 条) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 30 の 2)
	<p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>		
	<p>※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。</p>		
	<p>② 特定施設従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。</p> <p>※ なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	者が参加できるようにしてください。		
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	
34 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 113 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 103 条) 密着条例第 150 条 (準用第 60 条の 15) 平 18 厚令 34 第 129 条 (準用第 32 条)
	② <b>特定</b> 非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘察し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 113 条第 2 項) 【独自基準(市・県)】
	③ <b>特定</b> 訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 113 条第 3 項) 【独自基準(市・県)】
	④ 非常災害の際に利用者及び従業員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 113 条第 4 項) 【独自基準(市・県)】 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14) (参照第 3 の六の 3(6)) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13) (参照第 3- 二の 二-3(7))
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。		
	<b>特定</b> ※ ②の市・県の独自基準では、非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしています。		
	<b>特定</b> ※ ③の独自基準では、非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めています。</p> <p><b>特定</b>※ ④の独自基準では、大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、入居者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。</p> <p>入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている3日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品(おむつ等)、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源(調理用等)、発電機等が挙げられます。</p> <p>通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。</p> <p>※ 非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」(平成29年3月 山梨県福祉保健部)等を参考としてください。</p>		
35 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。</p> <p>※ 医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。</p> <p>当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる(②～④)の措置について点検を行ってください。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</p> <p>② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>※ 上記委員会は、事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいとされています。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。この感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的に行うとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>※ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例第 226 条 (準用第 114 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 192 条(準用第 104 条) 密着条例第 150 条 (準用第 60 条の 16 第 1 項) 平 18 厚令 34 第 129 条 (準用第 33 条)</p> <p>居宅条例第 226 条 (準用第 114 条第 2 項) 密着条例第 150 条 (準用第 60 条の 16 第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(13)(参照第 3 の六の 3(8)) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(14) (参照第 3 の五の 4 の(13))</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		
	<p>③ 当該特定施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p>	はい・いいえ	
	<p>※ この指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。 また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p>		
	<p>④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	はい・いいえ	
	<p>※ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。</p>		
	<p>※ 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいとされます。また、研修の実施内容についての記録が必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p>		
	<p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		
	<p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p>		
	<p>※ 特にインフルエンザ対策等、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p>		
	<p>※ 以下の通知等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(2019年3月 厚労省老人保健健康等増進事業) 「老人ホーム等における食中毒予防の徹底について」(平成 28 年 9</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>月 16 日厚労省通知)  「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日厚労省通知 別添)  「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について」(平成 17 年 1 月 10 日厚労省通知)  「インフルエンザ施設内感染予防の手引」(平成 25 年 11 月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室)  「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」(平成 11 年 11 月 26 日厚生省通知)  「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成 13 年 9 月 11 日厚労省通知)  「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成 15 年厚労省告示 264)</p>		
36 掲示	<p>特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定方法、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例第 226 条(準用第 34 条)  平 11 厚令 37 第 192 条(準用第 32 条)  密着条例第 150 条(準用第 35 条)  平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 32)  平 11 老企 25 第 3 の十の 3(1)  平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(1)</p>
37 秘密保持等	<p>① 従業員が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>② 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業員が、退職した後においても、秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>① いない・いる</p> <p>② はい・いいえ</p> <p>③ はい・いいえ</p>	<p>居宅条例第 226 条(準用第 35 条第 1 項)  平 11 厚令 37 第 192 条(準用第 33 条)  密着条例第 150 条(準用第 36 条第 1 項)  平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 33)</p> <p>居宅条例第 226 条(準用第 35 条第 2 項)  密着条例第 150 条(準用第 36 条第 2 項)  平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14)(参照第 3 の一の 3(22)②)  平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13)(参照第 3 の一の 4(23))</p> <p>居宅条例第 226 条(準用第 35 条第 3 項)  密着条例第 150 条(準用第 36 条第 3 項)  平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14)(参照第 3 の一の</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
			3(22)③) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13) (参照第 3 の一の 4(23)③)
	④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)
38 広告	① 指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。パンフレット、重要事項説明等の作成頒布等においても同様ですか。  ※ 有料老人ホームは長年にわたり利用される生活の場であり、有料老人ホームが提供するサービスの内容又は同老人ホームの施設の内容について、入居者が、あらかじめ十分に理解した上で入居されるべきものです。 このため、入居者に誤解を与えることがないよう、高齢者にわかりやすく、実態に即した正確な表示が特に強く求められるものです。特に、介護サービスに関する表示、医療・看護体制に関する表示、利用料金に関する表示、居室の方位に関する表示等の内容については、有料老人ホームの社会的信頼の確保及び質の向上のためにも、それぞれの有料老人ホームにおいて改めて検証され、適切な措置が講じられる必要があります。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 36 条) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 34 条) 密着条例第 150 条 (準用第 37 条) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 34) 平 15 老振発 0416001
	② 景品表示法第 4 条第 1 項第 3 号に基づき、下記の事項について明瞭に記載され、不当表示となっていませんか。(※) ア 土地又は建物についての表示 イ 施設又は設備についての表示 ウ 居室の利用についての表示 エ 医療機関との協力関係についての表示 オ 介護サービスについての表示 カ 介護職員等の数についての表示 キ 管理費等についての表示 ※老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームが該当	いない・いる	「有料老人ホームに関する不当な表示」(平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号)
39 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	いない・いる	居宅条例第 226 条 (準用第 38 条) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 35 条) 密着条例第 150 条 (準用第 38 条) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 35)
40	① サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 39 条第 1

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
苦情処理	を講じていますか。		項) 平 11 厚令 37 第 192 条 (準用第 36 条) 密着条例第 150 条 (準用第 39 条第 1 項) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 36) 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14)(準用第 3 の 一の 3(25)①) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13) (参照第 3 の一の 4(25)①)
	※ 「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。		
	② ①の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 39 条第 2 項) 密着条例第 150 条 (準用第 39 条第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14)(参照第 3 の 一の 3(25)②) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13) (参照第 3 の一の 4(25)②)
	※ 利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(事業者が提供したサービスとは関係ないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		居宅条例 第 225 条第 2 項 【独自基準(市)】 密着条例 第 149 条第 2 項 【独自基準(市)】
	※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚労省通知)を参考としてください。		
	③ 提供したサービスに対する市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会(実地指導)に応じていますか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 39 条第 3 項) 密着条例第 150 条 (準用第 39 条第 3 項)
	④ 市町村からの求めがあった場合には、④の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ	居宅条例第 226 条 (準用第 39 条第 4 項) 密着条例第 150 条 (準用第 39 条第 4 項)
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例無し	居宅条例第 226 条 (準用第 39 条第 5 項) 密着条例第 150 条 (準用第 39 条第 5 項)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	はい・いいえ 事例無し	居宅条例第 226 条 (準用第 39 条第 6 項) 密着条例第 150 条 (準用第 39 条第 6 項)

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
41 地域との連携等	① 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	はい・いいえ	項) 居宅条例 第224条第1項 平11厚令37 第191条の2 密着条例第150条 (準用第60条の 17第4項) 平18厚令34 第129条 (準用第34条) 平11老企25 第3の十の3(13) ① 平18-0331004号 第3の六の3(13) (参照第3の二の 二の3(9)③)
	※ 地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。		
	② 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	居宅条例 第224条第2項 密着条例第150条 (準用第60条の 17第5項) 平11老企25 第3の十の3(13) ② 平18-0331004号 第3の六の3(13) (参照第3の二の 二の3(9)④、第3 の一の4(26))
※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。			
③ <b>密着</b> サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい・いいえ	密着条例 第150条 (準用第60条の 17第1項)	
※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会です。			
※ 運営推進会議は、利用者、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。			
※ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。			
※ 運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要です。			
※ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。			
※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。		平18-0331004号 第3の六の3(13) (参照第3の二の 二の3(9)①)	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととします。</p>		<p>平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13)</p>
42 事故発生時の対応	<p>④密着 ③の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p>※ 公表の際には利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護してください。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ 事例無し</p>	<p>密着条例 第 150 条 (準用第 60 条の 17 第 1 項)</p> <p>密着条例 第 149 条第 2 項 【独自基準(市)】</p> <p>居宅条例第 226 条 (準用第 41 条第 1 項) 平 11 厚令 37 第 192 条(準用第 37 条) 密着条例第 150 条 (準用第 41 条第 1 項) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 38) 平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14)(参照第 3 の 一の 3(27)①、③) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13) (参照第 3 の一の 4(27)①、③)</p> <p>居宅条例 第 226 条 (準用第 41 条第 2 項) 密着条例 第 150 条 (準用第 41 条第 2 項)</p> <p>居宅条例 第 225 条第 2 項 【独自基準(市)】 密着条例 第 149 条第 2 項 【独自基準(市)】</p> <p>居宅条例第 226 条 (準用第 41 条第 3 項) 密着条例第 150 条 (準用第 41 条第 3 項)</p>

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入、又は賠償資力を有することが望まれます。		平 11 老企 25 第 3 の十の 3(14)(参照第 3 の 一の 3(27)②) 平 18-0331004 号 第 3 の六の 3(13) (参照第 3 の一の 4(27)②)
43 虐待の防止	虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、①から④までの措置とっているか点検してください。		居宅条例第 226 条 (準用第 41 条第 2 項) 平 11 厚令 37 第 192 条(準用第 37 条の 2) 密着条例第 150 条 (準用第 41 条第 2 項) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 38 の 2)
	<p>①「虐待防止検討委員会」を設置・運営していますか。</p> <p>※ 委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。</p> <p>また、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営したり他のサービス事業者との連携等により合同で行うこともできます。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること</p> <p>ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること</p> <p>ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること</p> <p>ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること</p> <p>ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>	はい・いいえ	
	② 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその	はい・いいえ	

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を策定していますか。</p> <p>※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>へ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための従業者に対する研修」を行っていますか。</p> <p>※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。</p> <p>④ 事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていますか。</p> <p>※ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされます。</p>	はい・いいえ	
44 会計の区分	<p>指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知によるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 1 号)</li> <li>・介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号)</li> <li>・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成 12 年 3 月 10 日老計第 8 号)</li> </ul>	はい・いいえ	居宅条例第 226 条(準用第 42 条) 平 11 厚令 37 第 192 条(準用第 38 条) 密着条例第 150 条(準用第 42 条) 平 18 厚令 34 第 129 条(準用第 3 条の 39)
45 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	居宅条例第 225 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 191 条の 3 密着条例第 149 条第 1 項 平 18 厚令 34 第 128 条

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 特定施設サービス計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>エ 業務委託の確認結果等の記録</p> <p>オ 項目28の利用者に関する市町村への通知の記録</p> <p>カ 苦情の内容等の記録</p> <p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</p> <p>ク <u>密着</u> 運営推進会議における報告等の記録</p>	はい・いいえ	<p>居宅条例 第225条第2項 【独自基準(市)】</p> <p>密着条例 第149条第2項 【独自基準(市)】</p>
第6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
46 介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針	① 介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第186条第1項 平18厚労令35 第246条</p>
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第186条第2項</p>
	③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第186条第3項</p>
	④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第186条第4項</p>
	⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第186条第5項</p>
47 介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第187条第1号 平18厚労令35 第247条</p>
	※ 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかに(アセスメント)します。		<p>平11老企25 第4の三の8(2)①</p>
	② 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。	はい・いいえ	<p>予防条例 第187条第2号</p>
※ 介護予防特定施設サービス計画には、次の内容等を明らかにしてください。		<p>平11老企25 第4の三の8(2)①</p>	
	<p>ア 提供するサービスの具体的内容</p> <p>イ 所要時間</p> <p>ウ 日程</p>		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	※ 介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		
	③ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第3号
	④ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第4号
	⑤ サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第5号
	⑥ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第6号
	⑦ 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設事業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第7号
	⑧ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第8号
	⑨ ①から⑦までの規定は、⑧に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用していますか。	はい・いいえ	予防条例 第187条第9号
<b>第7 変更の届出等</b>			
48 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長（長寿介護課）に届け出ていますか。	はい・いいえ	法第75条第1項 施行規則 第131条  平12老企36 第一の1(5) 平18-0331005号 第一の1(5)
	※ 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届提出書類一覧表」の項目に変更があった際には必ず変更届を提出してください。 ※ 「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の1日までに届出が必要です。		
	② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（長寿介護課）に届け出ていますか。	はい・いいえ 事例無し	法第75条第2項
<b>第8 その他</b>			
49 介護サービス情報の報告及び公表	① 山梨県へ基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法第115条の35 第1項 施行規則 第140条の43 第140条の44

